

平成16年度第3回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会・会議録 (要約)

- 1 日時 平17年1月25日(火)
午後7時から9時10分
- 2 場所 総合福祉センター 202・203会議室
- 3 委員出欠 出席 8名, 欠席 0名
 - ・ 出席委員..神長 勲委員(座長),丸山 光信委員(副座長),河野 久委員,荒木 千恵子委員,小島 嘉子委員,齊藤 亀三委員,鉄矢 悦朗委員,藤生 よし子委員
- 4 傍聴者 10名

次 第

事務局からの連絡

定足数の確認

- 1 開会
- 2 委員からの発表
 - 齊藤委員
 - 荒木委員
 - 藤生委員
- 3 全体スケジュールの確認等
- 4 4月以降の日程について
- 5 閉会

<決定事項>

- 1 第4回で神長座長と河野委員が発言。
- 2 第5回の開催を平成17年4月21日(木)午後7時からとする。
- 3 第6回は,5月19日(木)の予定。
- 4 第7回は,6月23日(木)の予定。

* ()内は、事務局注釈

神長座長： 今日、3人の委員に思いを語ってもらって、今後どうするか。齊藤さん、荒木さん、藤生さんに一人10分ぐらいをお願いします。

齊藤委員： この会議に参加するまで自治条例というものがよくわからなかったので、資料には、率直に感じていること、あるいは思っていることを書いた。

そもそも、現在の基本構想を作ったとき、市民参加が大きなテーマになり、色々な形で皆さんが議論した。大勢の方がおられ、思うところは当然ズレもあり、委員さんが市民参加をどうイメージしていたかは私も把握しきれていない。ですから、私自身が市民参加をどう考えていたかを書いた。

市政というのは、本来は住民が自分たちで物事を直接決断し、また分担してやっていくべきだが、当然すべてのことをやりきれないから、税金を出して、それを市役所にお願ひし、また地域の代表、自分たちの意見を代表する議員さんを選んでやってきたのが今の市役所、行政だと思う。だが、やはり長い間に、役所が「お役人さん」という形で市民と遊離した時期もあった。そういうところをもう一度自分たちの手に取り戻そう、あるいは、自分たちの意見をきちっと素直に反映させよう。これは地域だけではなく、国にしてもそうだと思う。

もう一方ではバブルが崩壊した後、現実に行政体が少し大きくなりすぎて、はっきり言えばお金がないというのが今の現実。そういう中で、市民が色々な意味で向上するにはどうすればいいかとなると、部分的には行政に任せないで自分たちができることは自分たちでやっていくという流れが出てきた。財政も破綻したような自治体は、完全に「皆で力を出し合ってやろうよ」というやり方で、財政を建て直しているようだ。

私が考えていたことは、資料に書いたとおりで、(資料)「1)市民の意見を行政に反映する」。これは、役所サイドだけで物事を進めないでほしいということ。それから「2)行政の補完」とは、お金がない中でより良い市政、あるいは自分たちが向上していく、役所も含めて全体がよくなっていくためには、「できることは自分たちでやろうじゃないか」という意味で、市民参加というものはあってしかるべき。もう一つは、役所になじまない、市民レベルでやったほうがいい活動が当然ある。もう一つは、調布には市民が21万人もいて、ある一定以上の年齢の方は、子供であっても、それぞれ色々な能力を持っている。その力を充分活かして、共同体である「まち」を作っていくべき。それから、自治会だったり、お祭りだったり、地域の色々な行事もやらなくてはいけない。

例えば前回、家の前の掃除の話(鉄矢委員の発表)があったが、皆で掃除をすれば、自治会とは別に、色々なことがある。もう一つは子供たちを育てる、守ること。特にこの前、奈良で子供さんが誘拐されて殺されたとか、ああいうことはやはり地域が守るべき。行政に任せるのではなく、一人ひとりが気を使って子供を大切に育てるという気持ちを持つ。私はそういうこと諸々含めて市民参加と捉えたい。

最近よく市政の中で「協働」という言葉が使われるが、私は「協働」という言葉が必ずしも好きではない。なぜかという、「動く」ならまだいいが、「働く」という考え方で市政を良くしようとか市民のことを良くしようとかいうのは違う。私には「働

く」というのは「やりたくないことをやる」というイメージがある。「働く」ではなくむしろ「参加する」みたいな感じがいい。

三鷹とか、よその市の条例を読んで感じたのは、あえて条文化しなくても皆すでにやっているじゃないかということ。そういう内容の文章が多い。なぜそれをあえて作らなければいけないのか。名を取るより実を取ればいい。

もう一点は、戦後、特にこの10年ぐらいは急激に市民参加が進んで、NPOだったりNGOだったり、今までなかった組織も認められ、違った参加のスタイルが出てきた。そういう意味では、文章を作ることによって逆に制約を受けてしまう可能性もあり、その辺りを充分考えて、フレキシブルに考えないといけない。

市政というか調布市という、「行政」は後からついてきたものだから、そのまちに住んでいる人たちが気持ちよく、しかも元気でゆびゆびと暮らせるまちを作っていくには、おおらかさがあっていい。ここ(資料)に「おおらかな」と書いたが、おおらかな地域共同体というものをどう作っていくのか。皆が積極的に、自然体で参加して、和気あいあいと「まち」というものを形成できればいい。おおらかをなぜ強調するかというと、わがままな方も若干増えてきているのではないかと。個人の権利とか義務とか、地域共同体の中で生活していく上では、お互いに譲り合うとか、我慢をし合うとか、助け合うとか、色々なことが必要。権利ばかり主張する方もまま見られる。そういう方は、やはり一日も早く地域社会になじんで、皆が助け合っていく「まち」ができるといい。そのために、自治条例をどう作っていくかだ。私としてはそこに目標をおいて、これからの議論に参加したい。

最後に、行政と市民と議会の話というのは、非常に大事な部分なので、それだけはしっかり押さえないといけないということだけは踏まえて、「まち」をどう作っていくか考えるべき。

神長座長： 基本構想を考えるには、どのぐらいの市民が参加しましたか。

齊藤委員： 比較的少なく、市民が12名、職員が12名。合計24名です。

神長座長： 齊藤さんには、「そのときは各自色々な意見を持っていたけど、私はこう考える」というスタンスでお話いただいた。他の方たちとの違いはどうでしたか。やはりいくらか他の人とクロスしたとか、「これはちょっとなじめない」という議論はありましたか。

齊藤委員： いや、それはあまりなかった。市民参加をどうするかよりも、どう市民と協調しながら、参加をしながら、例えば福祉の問題であったり、教育の問題であったりと、色々な議論があった。必ずしも市民参加だけをテーマに議論をしたわけではない。トータルには今の基本構想のキャッチフレーズとか、タイトルが、「みんなが作る調布」だから、「とにかくみんなで作っていきましょう」ということだけは確か。また参加の仕方は、個人の能力や立場や、色々なことをそれぞれに活かして参加してもらおうということだった。

神長座長： 次は荒木さんをお願いします。

荒木委員： 私は、国が補助金で地方をコントロールする仕組みから、地方が自前の財源で自由に政策を展開できるようにするという地方分権を望んでいる。それには自治体の力量が問われ、自治能力の成熟度が非常に問題視される。地方分権をやった、しかしうまくいかないと言われるのが私は非常に悔しいので、自治能力の熟成をまず市民参加から

やっていきたい。その中で、課題発見能力とそれを解決する能力、これがあればかなりのことが解決できる。

私の実体験の中から少し紹介すると、私は生協に属しているが、私の勝ち取ったテーマは「おおぜいの中の私」ということ、大勢の中で自分で考えて自分で行動すること。その他に、孫子(まごこ)の時代にどのような社会を残せるかということで、調布を考えれば、やはり豊かな緑。それからきれいな水と空気、食の安全、夢のもてる社会。このようなものを私は構想している。そういう中でやってきたのが、チッソ水俣事件。私どもは水俣の甘夏を共同購入している。猫がおかしな状態になっているというようなことがあったにも関わらず、行政、企業体は何もせず、漁民たちは海を捨てて、陸に上がって甘夏の生産を始めた。そうすると、その人たちを助けるには(甘夏を)買う行為が必要ということで共同購入した。それから1978年、皆のカンパで、北海道に、知的障害者の施設「共働の家」を作った。私たちがやっていることで、お金がいる場合はほとんどカンパ。1989年には食品安全条例制定の請求に際して、55万人の直接請求をやり、そのときはだめだったが、15年を経た昨年、条例化にこぎつけた。15年目にしてやっと実り、内容に関しては若干不満もあるが、私たちは非常に評価している。それから、ダイオキシン測定調査。これはカナダへ送るために、やはり資金がいる。1検体15万円(1検体として、調布市内10ヶ所から松葉を収集)だから、それをどうするかというと、やはりカンパ。1994年から「草の根市民基金」を立ち上げ、私どものカンパの中からアジアとか国内、去年はアジア・国内で9団体に助成金を400万円出した。やはり草の根の人たちもお金がなくて運動が低迷する。現在は、ちょっと方法を変えて、『NPO法人コミュニティファンド・まち未来』の「草の根市民基金」による助成と『東京コミュニティパワーバンク』という融資活動の2つの形態でやっている。

次に「疑わしきは使用せず」というのも私たちのテーマ。これは相当昔、その頃の合成洗剤は非常に害があったので、合成洗剤追放運動をやった。二階堂官房長官(当時)の弁としては、「今は自由経済の時代であり、行政は企業にあまり介入できない。あなたたちが危険だと思ったら、自分たちでそういう運動を展開しなさい。売れなければ企業は作らなくなる。」という風に言われてガックリし、私たちが動かないことには世の中は変えられないという実感を持ち、色々な活動に入った。遺伝子組換えイネ反対運動など、色々やってきた。これらも、全部阻止することができた。環境ホルモン対策もやってきた。「カネミ油症事件」と書いたが、それも私どもが活動を展開し、(安全な)消費材への開発につながった。

それから今、トレーサビリティ(食の安全のため、生産及び流通の履歴を確認できるシステム)が話題になっているが、私たちは「素性の確認」ということで、1974年からやっていた。さらに今は廃棄物会計調査ということで、ゴミ問題の調査をやっている。これも容器包装リサイクル法改正の署名活動につなげる形で、約3年間取り組み、(昨年)11月末現在、3回目の調査として160自治体以上からの廃棄物会計調査報告が出ている。このようにして私たちは、自治能力というものをきちっと高め、そして調布市にどのような課題があり、どう解決していったらいいのかをやっていく必要がある。

2番目に、「市民が主体の活動が大事」。この間も「メンバーが同じ」という話にな

ったが、民主主義が一般化されていないことが一番のネック。社会形成に何が必要か、老年者、生産年齢者、年少者に何が必要かという課題を発見しなければいけない。誰かが働きかけることで、一つ一つクリアできると、私はあまり悲観していないが、地域に戻ると一人ひとりを説得するのは大変。子供の教育として、「こういうことが大切なのだ」と総合教育で子供たちに投げかけると、たくさんの新しい発見がある。子供たちのこういう発想を育てながら、それを大人に反映させていけば、お任せ主義の社会ではなく、自分たちで行動する社会になっていくのではないか。今、年金問題などで既得権の乱用などが非常に問題になっているが 私たちは正しい情報公開をして、「清く正しく美しく」を徹底したい。これは、伊藤忠商事の企業倫理だが、政治に関しても同じ。「清く」は法を犯さない、「正しく」はうそをつかない、「美しく」は品位を保ち、卑しいことをしない。このようなことを念頭に置いて活動したい。

それから「政治は生活を維持していくために必要な道具である」と考えているが、必要な道具ということは、使い勝手の良いことが条件。そうすると、今議会にお願いだとか色々なことをやっているが、やはり自ら参加して、自分たちが社会を作るという意識変革、やはり地域活動とか行政への市民参加が必要。

それから、市民参加による市民委員会の公募方式だが、これは関心と意欲はあるが市民代表ではないことと、委員会の判断にどれだけ多くの市民の意見を反映できるかで、アンケートや市民委員会主催の公聴会などをやるが、委員だけではなく一般市民との接触を通じて市民参加というものをやっていきたい。

そして4番目に、私はゴミ問題もやって感じたが、事務局が色々たたき台を準備していたが、たたき台から市民参加で作ることを提案したい。今、「子ども条例」が審議され、他の地域のものも見てきたが、私どもは、「子ども条例」とは、子どもの権利のようなものをイメージしていたが、次世代育成の段階から入っていて、むしろ子ども育成の支援のほうで条文に出ている。それはたたき台が支援のほうに力を入れているからで、そこで市民と提案者側と違いがあったのではないか。やはりたたき台から市民参加でやっていきたい。それから、首長の多選阻止も条例に盛り込みたい。

神長座長： この「清く正しく美しく」というのは、行政に対してという雰囲気だが、政治に対してですか？

荒木委員： 伊藤忠商事の企業倫理。政治もこの「清く正しく美しく」が追求されれば色々なことを未然に防ぐことができ、それが各人一人ひとりに定着すれば良い。

神長委員： 市民全体に向かってこういうアピールをするのではないですね。

鉄矢委員： 確認ですが、最後の「子ども条例」のところで、「他の地域の子ども条例を見て、それとうちのは違うからそれに合わせる」ということではなくて、「たたき台から市民参加でやるべき」ということですね。

荒木委員： そうです。たたき台も市民参加でやれば、ギクシャクせずスムーズに議論できる。たたき台から、すでに市民の思いとちょっと食い違っていたので、その食い違いを埋めるのに手間がかかった。

神長座長： 子ども条例にも興味はあるが、男女共同参画とか、まちづくりの条例とか、単発的な個別の条例を、どういう風に我々の中に取込んでいくのか、考えなければならない。次、藤生さん、お願いします。

藤生委員： まず、調布市住民自治基本条例は調布市の憲法のようなものであり、一人でも多く

の市民が条例作りに何らかの形で参加し、作って良かったと誇れるものにしたい。実は私 10 年ほど前、市の広報モニター（委員）をやったが、そのときは、広報モニターとは、例えばどこのお宅で珍しい花が咲いたとか、そういう情報を入れるものだった。2 ヶ月に 1 回くらい集まり、行政のほうでいつ集まって見学に行きましょうとか、どこの会に参加しましょう、という活動。それで結局 6 回くらいで、1 年経ってしまい、特に市報に意見を言うでもなく、ただ最後に謝礼をいただく。大体委員の方が謝礼をいただくときに「たいしたことしないで申し訳ありません」とか、そういうのはやはり違う。私はやめるときに、そういうのは違うと思ったので、市報の一部にメンバーの輪番制で、例えば見学に行ったときのことで何でも、入れてほしいと言った。それで私の次あたりから「めじろ通信」という形ができた。私たちは色々な委員会を経験したが、最初は資料をいただいてもわからないものが、段々とわかってきて、議論を重ねていくうちに、最後には市長への答申とか色々な形となり、1 年間やってきてよかった、微力だけど参加できたと思う。そしてこの住民自治基本条例についても、資料にある平成 16 年 8 月のアンケートでも、知っている人は男性が 34%、女方が 25%で、知らない方が 66~75%くらい。それでも、知っている人の 80%、知らない人の 49%も、住民自治基本条例は必要だと思っている。必要性はわかっているけど、どういう形で市民として関わっていくかを理解していない。アンケートでも、「立案は住民発意であるべき」という意見と、「行政と住民の発意であるべき」という両方の意見が拮抗している。基本条例づくりに際しても、なるべく傍聴の方々の意見を口頭なり文書なりで伝えたり、市民による条例づくりを、やっている方もあるので、少しでも多くの方に、この住民自治基本条例を作っていく上で関わっていただきたい。そして条例の文書も、なるべく若い方から高齢の方でも読みやすい、平易な文章にしたい。

そして、公募委員の拡充については、重複は避けたい。私も地域福祉の委員が 2 期目だが、2 期やるとは思っていなかった。もちろん、検討する内容は変わっているが、公募委員を選ぶときは連続しないようにするべき。私も（開催時間が）2 つ重なる場合があり、そのときは片方を半分、もう一つを半分とすると、どちらも中途半端になってしまうので、それは避けたい。その辺り、今後委員を選ぶときに考えていただきたい。

そして 2 番目に、「歴史・文化を大切にし、川や緑の自然を守り心豊かにそして、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」。私は調布に生まれて、一度も調布から出たことがない。調布には深大寺という歴史的建造物があり、文化の面からも、武者小路実篤さんの邸宅を記念館にしたり、（文化会館）たづくりや音楽などの催し、グリーンホール、調布市郷土博物館もあり、そういうものは大切にしたい。野川、多摩川、仙川、神代植物公園をはじめ、川と緑と自然がたくさん残っている。そういう自然も守り、心豊かに、そして安全。最近、放火などがあり、多少ゆらいているが、それは皆で色々助け合って知恵を出せば、（改善は）可能。そういうまちづくりを実現したい。

それから、「赤ちゃんから高齢者の方、障害を持つ方など全ての人が、気軽に市の中を移動できるユニバーサルなまちづくりの実現」だが、調布は特急が止まる駅なのに、エレベーターもエスカレーターもない。その分、飛田給とか仙川とかのほうが先

に新しく、きれいになった。国領の駅は、私の子供の頃は2、3段上がればすぐにホームだったが、今は上がったたり下がったり、自動改札になったり。高齢者も、あちこち行きたいが、段差があったり、八雲台小学校の交差点から常性寺に行くところは、歩道にはなっている一人通るのがやっとな。車椅子の方、又、杖をついている方には危険で通りにくい。調布は道路事情がかなり遅れている。団塊の世代が高齢を迎えていく中で、市や京王の方も将来的なことも考えながらまちづくりを考えてほしい。

そして3番目として、作ったからには、多くの市民に条例の存在を知ってもらうことが大切。ゴミなど自分たちの日常生活に関わることだとどんどん浸透していくが、住民自治基本条例は、三鷹でも必ずしも、一般にはそれほど浸透していると言えない。

一般の方にも出前講座や勉強会、そしてこれからの調布を担う小中高校生の方には、学校で授業の中で教育の一環として教えていただきたい。

それと、第三者評価については、現時点では調布も、行政施策の決定があってもそれが必ず実行される制度的保障がなく、市民の意見が施策に反映されたかどうかについての評価制度をこれから検討する必要がある。これはこれから私たちの間でも審議していけばいい。

また、色々な委員会で、「またお会いしましたね」ということがある。応募する方も、決まってしまう。応募したくても、お仕事とか色々あって応募できない方もあるが、なるべく重複させず、多くの方に参加していただきたい。

荒木委員： 自ら応募するのに、重複ということは自分自身で判断できないか。例えば、一つの委員会に入っているとしたら、重なる可能性があるからこれはやめようとか。

藤生委員： 応募したからといって選ばれるとは限らない。さっきみたいなのは、後で、「これは応募しなかったほうがよかった」と思った。

荒木委員： やはり、やりたいことが色々あっても、「これもやりたい、あれもやりたい」という場合は自分で判断する。

小島委員： 逆に向こうに判断してもらってやりたいことをやっていくのもいいのでは。

神長座長： 重複に対する意見は前々から色々出ているので。市民参加を考える場合でも、どういう風に仕掛けを作るのか、作らないのかということ。

荒木委員： あちこちの委員会に同じ人が出るのはできるだけ避けたほうがいいが、気づいた人がやるというのが最善。「こういうテーマがある、じゃあそれに参加しよう」という行為が大切。確かにたくさんの方が参加してくれればいいが、事情があって参加できないとすれば、やっぱり気づいた者が気づいたことを実行していくのがいい。

鉄矢委員： その気運をどう作るか、その気運がどう広がるか。私も「また会った」という人がいる。荒木委員が言った、その気運をうまく作れば、「色々な人が自分で、自ら参加したい」という話になる。

荒木委員： 私の属している組織で、「子育てひろば」というのをやっている。最初は隔月で(参加者も)多くなかった。今はほとんど毎月1回。段々輪が広がっている。最初は少なくても、根気よくやっていると段々と伝わって行って、広がってくる。気づいた者が「こういうことをやってみたい、ああいうことをやってみたい」という形で提案することで、参加したい人は選りながら参加して、輪は広がっていく。

齊藤委員： 公募に限らず、市から依頼も含めて、色々な委員会、審議会がたくさんある。先ほど「団塊の世代」の話が出たが、私はちょうど「団塊の世代」。女性の有職者が増え

たとはいえ、まだまだ多少時間が取れる方が多い。男の場合は、60歳前後ぐらいまでは、なんのくんの言ってもやっぱり一家の働き頭で、興味があっても時間がないとか、あるいは時間があっても限られているというのが今の市内の状況。だから今回の会議も夜の7時開始で、昼間の仕事が終わった方に参加していただける。確か基本構想のときも7時から9時までだったが、それまでの市民会議は平日の午前や午後だった。段々に(夜の会議が)増えたが、大勢の方に参加をしていただくのが筋であるし、又、そういったところへ行って一言でも発言をすれば、責任を持つし、行動にもそれなりのことが出てくるのだが、今現在は、特に男性は、難しいのが実態。

鉄矢委員： それは女性も同じで、お子さんのいる女性には「この時間には出られない」というのもある。だから性別で話すよりも、「皆が出られるには、どこでやればいいのか」という話にしたいが、すごく難しい。

齊藤委員： 男性が多いとか、若干の偏りが出るのは仕方ない。

神長座長： 齊藤さんから見て、この会議の構成はどうですか。

齊藤委員： なんとも言えない。特に今回のこの自治条例は、ある意味では非常に抽象的で、理念みたいなもの。消防団みたいに「火が出たら消しに行く」のは、非常にわかりやすいが、こういった内容は本当に難しい会議だ。色々な考えの方がいて、大勢になればますます意見はバラバラになる。少なくなれば偏る。ではどのくらいの人数が適かというのは、わかりづらい。会議の主旨そのものが、非常に難しい。

神長座長： 今度は齊藤さんの議論をたたき台に、意見交換したい。これは、丸山さんの意見と違うところがありますか。

齊藤委員： 違うというより、何が良くて何が悪いかを判断するには至っていない。そもそも、調布市がどうあるべきか、突き詰めて言えばそういうこと。その中で皆さんが、どういう風な形で協力し合って、あるいは力を出し合って作っていくか、そのところの条例を作ろうという話。むしろ私が聞きたいのは、この条例を作るとすると、それを(委員の)皆さんや市民も目標にするということだと思うが、それ以外に、具体的に制約などがあるのか？

神長座長： 「条文化することで逆に制約が生じて…」と書いてあるが。

齊藤委員： 制約も含めて、実際の市政の細かいところでは(制約が)出てくるかもしれないが、先ほど「清く正しく美しく」というお話があったが、法律にしても何にしてもそういうものがあるはず。文章があるなしに関わらず正しいことは正しいという考え方でいけば、この条例を作ることでは何が変わるのかが率直な疑問。

神長座長： 大きな流れとして2つ。1つは宣言的なもの。「緑を大切に」とか。1つは、ここだけは絶対譲れないから、もっと突っ込んだ表現をして、というところ。後者のほうは、あれもこれもしてはいけないというのを目指しているのではないが。

丸山委員： 前回、第2回の懇談会の際、私が市民参加プログラムについてお話ししたが、資料のインデックスの4番目の第4章の最後の「着実に推進していくために」というところに「住民自治基本条例の制定」という文言がない。10月18日に市の幹事会と、市民参加の話し合う会で、意見の交換会をしたときの案には「条例の制定」という言葉が何度も使われている。(ここでコピーしたものを配布)。それに対応するものが資料の中にはあるが、「はじめに」の後半に「今後、このプログラムの実践を積み重ねながら参加・協働のまちづくりの基本方針となる」とあるが、ここに「『住民自

治基本条例』の制定をはじめ」という言葉が（配布した）前の文章では入っている。それが削られている。それと、第4章の第4項は、元では「市報やホームページなどの情報媒体を活用し、実践状況に関する情報を提供するとともに、様々なご意見をいただきながら、次の重要な課題である『住民自治基本条例』の制定に反映をしていきます」とある。それで具体的に、「市民参加を確実にするための『住民自治基本条例』制定に向けて」ということで、1番目に、「市民が具体的な行動を起こすための手順や方法、市民の行政施策へ参加する権利の保障、さらには市民が実践する住民自治に対する考え方や行動規範など、市民と市民、あるいは市民と市が共通に理解・合意できるルールづくりが重要です。そのためには、本市における『市民が主役のまちづくり』の大原則を『住民自治基本条例』といった形で定めることも並行して進めていきます。」この文章が削られている。そして2番目には、「『住民自治基本条例』の目的を達成するためには様々なシステムやしきみづくりも必要になるものと考えられます。今回の市民参加プログラムの策定に際して多大なる尽力をいただきました「市民参加のしくみづくりを話し合う会」からは、新たなシステムやしきみづくりについて多くの提言をいただいておりますので、十分に活用をさせていただきたいと考えています。」とあったのが、そっくり抜けている。

鉄矢委員： 今お配りいただいたものは「市民参加のしくみづくりを話し合う会」が書いたものですか？

丸山委員： 行政が書いたもの。10月末と11月末でこう変わっている、ということ。

鉄矢委員： では、最終的に「(案)」が外れるときにここがなくなったと。それが何でなくなったのかを今聞くのですね。もともとこういうシステムでどこかで消えるっていうのは、たぶん行政の意図が入って消えたのでは。

丸山委員： 我々が10月に最終的な報告を受けたものが、11月に変えられている。我々の知らないところで。

齊藤委員： 丸山さんが「住民自治基本条例を作るという文章が抜けている」というお話をされているが、この会議が発足したのだから、基本的に作るという方向だと思うが。

神長座長： この会議体を続けていく前提として、不信感を持たれたままではよくない。政策室の説明をしてもらうということ。

事務局： 丸山委員がおっしゃったように、私どもが資料としてお配りしたインデックス4については11月の「(案)」、丸山委員の「10月」というのは10月の（意見交換会の）ときのもの。おそらく行政内部で原案に修正が必要などころはあるかと各部に確認をした作業の結果、10月から11月の間にこの「2」というところがなくなったり、「1」のところが変わったりした。これはまだ去年の11月、この懇談会で自治条例を作ろうという作業と並行している。「2」については、政策室、特に政策調整担当からは、（市民参加プログラムで）スタート時点から自治条例の中身を示唆するようなことは極力やめていただき、たがをはめたような状態になるのを避けたかったという意見を出した。

鉄矢委員： さっき荒木委員がおっしゃったように、こういうときに「たたき台からやらせてくれ」というのと「まずたたき台ありきじゃないか」というのが、ここに出ていることがまず一点。それからもう一点目が、私が「都市計画マスタープラン」をやったときも、「提言」みたいなことで、市民案として、さっきおっしゃった、「懇談会に出る委

員は、別に市民代表じゃない」と言われながら提言みたいなものを作らされて、それはもうほとんど市民が本物になるくらいまでに作って、提言として投げて、返ってきたときにはずいぶん色々なところが、変わっている。それに対して説明があるかないかの違いだと思う。

齊藤委員： 私も今までにいくつかこういう審議会をやったが、やはり最後の文章がどなるか非常に気になる。最後の最後のところは会長さん、副会長さんにお任せをして最後の調整をしていただくところまで、お願いしたい。そういうチェックというか、責任というものを全うすべき。

神長座長： この懇談会が、いみじくも「懇談会」であって「条例案策定委員会」ではないことも承知している。かといってしゃべっておしまいかというところと違う。必要に応じて条文文化も試みたい。それから条例案ができたとしても、チェックシステムを構築すべきと、私は考えている。

河野委員： 今日は、3人の委員のお話を聞いたが、齊藤委員が書かれていることは、非常に核心を突いている。一体この条例は何なのか。条例を持つ色々な市町村を見てきたが、結局、参加する権利があるということ。あるいは参画する権利がある。協働の権利がある。法的な意味に考えると、条例に規範性を持たせる場合に、市民が市政を進めていくということになるが、本当にそうなのか。本来市民というものは、市民生活を自分たちで築いていくのではないか。その中で、自分たち住民ができないものを行政がやっていく。それぞれの、地域の役割、市民の役割、行政の役割というのはどうなのか。対立する関係ではない。「市は放っておくと何をするかわからない」という存在ではない。ただ、どんないい団体でも、無関心無感動ではあまりいいことをしない。そういう中で、市民参加、市民参加というが、結局「市民」とは何なのか。委員といっても、限られている。そういう人たちがああしましうこうしましうといっって、それが市民の意見かというところ、そうではない。その辺をどう位置づけるかによって、中身が変わってくる感じがする。

鉄矢委員： 3人の皆さんの意見を聴いて、この条例は小学校3年生ぐらいに読み聞かせできるような条例でなければいけないと思った。「声に出して読みたい憲法」ではないが、この条例が、調布市民という大人になるための教本といったような位置づけ。行政資料室に一冊置くために作っているのではない。公募の委員にも20代前半の人を必ず入れて、発言する力がなくても、こういう意見をずっと聞かせ続けるとか。次回何かに応募したくなるような雰囲気させていくとか。条例と言いながら、実は本当に小学校3年生ぐらいから、「大人になったらこういうことをするんだよ」というのと、「調布市民である誇りがどうやって生まれるのか」というのが上手く作れる、教科書ではなく教本。「権利と義務」という話を、押し付けではなく理解できるようにするのは、大人には無理かもしれない。

齊藤委員： 私も鉄矢委員と同じ意見で、「教育の一環として教えることは重要」と書いた。子どものときに、素直に、「本来こういうものが理想的な形」という意味で、教えることが一番大事。

神長座長： 丸山さん、(先ほどの相違については)政策室と確認してください。今後の予定だが、まず河野さんと私が、次回話をする。そして、いよいよ今後の進め方についてと、内容をどういうものとして考えるのか。1年単位でまとまらなかったら、記録には残

すが、次の人たちにバトンタッチというようなことも考えている。(鉄矢委員の発言の)小学3年生というのは?

鉄矢委員: 何となく物事が理解できる年齢になったときに、上手に「掃除をしろ」とか「まちのゴミは拾って捨てる」とか色々教え込むと、いい市民に育つだろうと思う。「選挙に行くのも普通だ」と刷り込んでおけば、きっと選挙に行くようになるし、市が動かないとなれば自分で議員になろうかと思うぐらいになってくれればいい。

神長座長: 教本という言葉をお使いになったが、読みやすく、しかも読んで美しい響きで。教え込むというよりも、「君らより上の私たちはこういうものを作った。あなた方はそれをどうやって受け継ぐか」ということ。選挙なんかだと、体で覚える面がある。鉄矢さんが投票へ行くときに娘の手を引いて、ちょっと待ってなさい、大人はこういう風にしてやっているんだよと体で覚えさせる。教育といっても、できるだけ体験談とかを教えて、ちゃんと水を向ければ、考える。だから作るに際しても、できるだけ若い人の参加を考えたい。

荒木委員: 先ほどから「権利と義務」という言葉が出ているが、非常に引っかかる。私は、権利と責任であると考えている。権利を主張するからには、必ず責任が伴う。私は「権利と責任」という言い方をずっとしている。もう一つ引っかかったのは、齊藤さんが「議員は代表である」とおっしゃったが、私の感覚では、代表ではなく、代理行為。市民の代理。代表というのは少し違和感がある。

齊藤委員: 少し言葉が足りなかったかもしれない。全てを代表するというではない。

河野委員: でも「議員」の考え方は、市民の代表そのものでは? 間接代表制というか民主制である以上は、市民から選挙で選ばれた人たちが市民の代表ではないか。代理とは少し意味が違う。

荒木委員: 私たちが議員を選ぶに際しては、私たちの行為とか意見を、その人が代理権を持ってきちんと行政に反映させてほしいと思っている。

河野委員: 市会議員が市民を代表するというのは、議員が代表して市政を議会で多数決でやっていくというシステムである以上、素直にそう理解しておくべき。フォローとしては、できる限り代理してもらえたらという気持ちがあるのは、それは結構。

神長座長: 何か勘違いしていばっているような議員だったら、「あなた方は代理じゃないの? ちゃんと我々の意見をストレートに伝えてよ。直してよ。」と。ただ「代理」というと、変に狭くなってしまう。(権利と義務については)個人の権利とわがままを混同しているのが、今の人たち。権利の名の下にわがままを主張するというのもわかるが、これが条例案づくりとなった場合に、もし「義務」というと、権利と義務のバランスを取るのには相当難しい作業になる。かといって、ページを開いたら1条から権利だらけでは疲れる。

齊藤委員: 文章に入れたいということではなく、そういう現象があるということ踏まえて、考えていかないといけない。皆がやはりお互いに、助け合うという部分、支え合うという気持ちがまず第一。その中では譲り合うことも必要、助け合うことも必要、我慢することも必要。それは逆に助けってもらうことにもつながる。

神長座長: 齊藤さんの(資料の)中の5番に、「他のところを見ると、市民の参加する権利ばかりが強調されているように思われる」とある。義務についても言及が必要でないか。住民自治条例というと、市民には参加する「権利」がぐっと前面に出て、それではバ

ランスを失っているのではないかという意見に対して丸山さんは異論ありますか？

丸山委員： 「やっぱり施策は行政が作る。それに色々な意見を聴いた後にこうする」という市民参加の形が強調されている。もう一つは、市民の苦情、意見、提案、そういうものがある。それが色々積み重なって、整理されて初めて施策というのが生まれてくる。それがこの中では、非常にパイプが細い。そういう情報が、何件くらいあるかと聞いたら、相談室ではこれくらいだという回答。全部はわからない。では、わかるようにしたらどうだということで、私はデータベースを作りなさいと盛んに言うが、具体的にそういう提案をどこに持っていったらいいかとなると、窓口がない。その窓口から作るというような形を「市民参加」と言った。そういうプロセスの中に何か織り込んでいかないと、どこも受けない。

河野委員： 言われていることはよくわかる。権利を謳っているが、謳ったことにどれだけの意味があるのか。結局美辞麗句が並んでいるだけ。「権利がある」といっても、権利をだれが付与するのか。どこにも書いてない。権利が侵害された場合、「侵されてはいけない」というのがどこかにあった、「侵される」とはどういうことなのか。結局はいいことを書いているが、権利は誰が付与するのか、担保は何なのか。住民自治基本条例であるならば、市政に対して市民がどうやって関与するのかの担保になるのではないか。

丸山委員： 具体的な例でいうと、例えばニセコの場合であれば、「意見・要望・苦情等への応答義務等」が謳われている。謳っていないところもある。そうでないと、(市民の意見、要望、苦情などを)聞くところがない。義務がない。義務がなければ誰も余計なことはしたくないだろう。

神長座長： 色々なレベルで参加があっても、必ず不平不満、苦情がある。このシステムをどうきちんと作るかというのは、「義務がある」と謳うのも一つの方法だが、それが本当に調布にとって大事であるならば、書くことを実質的に考えるが。

丸山委員： 我々が、この間もお話したように、市民だけで条例を作りたいということで(市民フォーラムに)出席されていた人がいっぱいいる。そうすると、我々が提案したものがどうなるのか。お蔵に入って全然見えない。

神長座長： 次回、河野さんから何かお話しただいて、私もお話ししたい。

それから4月からの進め方。

(4・5・6月の日程調整)

この、権利と義務の問題は、避けて通ることはできない。今日、私が思ったのは、次世代にどうやって伝えるのか、どういう風にこの条例を作ればその価値を共有できるかはものすごく大事。それがなければ、やってもつまらない。これはすばらしい着眼点。そうすれば次から次へと、やかましいことを言わなくても、どんどんいい意味で改正もあり得る。そのためには必然的に「読んで美しい条文、条例」とか「聞いてよくわかる条文」になる。

鉄矢委員： 私がやった色々な市民参加の活動もそうだが、キャッチボールが大事。長くやっていると守りたくて仕方ないボールになってしまい、新しい意見を入れられなくなる。そこはさっきおっしゃった、次世代の導入の仕方だと思う。次世代をどういう風に入れていくか、そこが難しい。

丸山委員： 我々は市民だけで条例を作りたいということで、月2回ぐらいのペースで今まで

やってきている。議員さんにも参加してもらおうとか、色々な意見がでていますが、そういう意見とか考えを、ここにどう反映するのか、私もちょっとまだわからない。

小島委員： 丸山さんは、その「しくみづくりを考える会」の代表として参加しているような気持ちですか？

丸山委員： いや、私はどういう形で選ばれたのかよくわからない。

小島委員： 「条例の会」の意見をまとめて、代表、代理として発言されているのか、聞いていてわからなくなったので。

丸山委員： 会を立ち上げたいきさつは、「市民参加プログラム」を作った。しかしそれを実行するかということで色々話をしていく過程で、制度的な裏づけがないからできないという話がどうしても出てくる。おそらく、「市民参加プログラム」を作るという形で参加された方は、発表された「市民参加プログラム」に、我々の作った意見が本当に反映されているかという疑念がある。

小島委員： それはすごく大事なことだが、私たちがこれを基本にしなければいけないのかははっきりしない。はっきりしないと、ずっとこれを基に話し合っていないといけないのではないかと。

神長座長： 基本的なことでの今後の進め方だが、我々は市長の私的懇談会。そうは言っても色々実績のある方、色々な思いがある方があり、ある一つだけを大事にするわけにはいかない。それぞれがイコールな立場で自由に発言し、資料は、自己の責任においてきちんと出して、説明してもらおう。そして我々がそれをどう受け止めるかは、我々に課せられた課題。「私はこういう活動をやっている」というのも、「こういう資料もある」というのも、出してくれて全然構わない。それを我々がどうは受け止めて咀嚼するかはまた別の問題として進めたい。

河野委員： 結局条例を作るのだから、中に何を盛り込むかは、ふさわしいものにしなければいけない。先輩条例がたくさんあるのだから、それをどう受け止めるかという意識を持ったほうがいい。よその市町村の条例を批判することが今回の目的ではなくて、今回は自分で作るわけだから。

神長座長： 法律も最近「何とか基本法」というのが掲げられたが、「基本条例」とは一体何なのか。八王子も「企業都市宣言」とか「交通安全都市宣言」と言っている。言うのは簡単。河野さんも私も法律屋のはしくれなので、書いてどうなるのか、すぐ考える。誰か破る者があったらどうするのか。

では、今日もいいレポートを拝聴し、また活発な議論もあった。

次回日程は平成17年2月15日(火) 午後7時から たづくり 1001学習室